



かがやくけん、かがわけん。

香川県

うどん県
それだけ
じゃない
香川県



香川県 

企業立地優遇制度 **ご案内**



企業誘致助成制度

県内に工場等を設置する企業が、一定の要件に該当する場合、香川県企業誘致条例に基づく助成金の交付が受けられます。

要件内容	対象施設	工場①		試験研究施設		物流拠点施設②			情報処理関連施設				
		1回目	2回目以降 ^{※2}	1回目	2回目以降 ^{※2}	1回目	2回目以降 ^{※2}	賃借型③	情報処理サービス業、ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、クリエイティブ産業④		コールセンター、事務処理センター		大規模データセンター⑤
									1回目	2回目以降 ^{※2}	1回目	2回目以降 ^{※2}	—
要件	投下固定資産額 1	5億円以上	10億円以上	5億円以上	10億円以上	5億円以上	10億円以上	—	—		—		50億円以上
	新規常用雇用者数 2	10人以上		5人以上		10人以上		10人以上	5人以上		10人以上		5人以上
助成内容	投資に対する助成 (投下固定資産額×助成率)	10% ^{※1}	5%	15% ^{※1}	10%	10% ^{※1}	5%	施設賃借料の50% (5年間)⑥	15% ^{※1}	10%	15% ^{※1}	10%	10%
	雇用に対する助成	11人目以降の新規常用雇用者数×50万円							事務所賃借料の50% (5年間)⑥	事務所賃借料、通信回線使用料の50% (3年間)⑥		事務所賃借料、通信回線使用料の50% (5年間)	
	その他	51人目以降の新規常用雇用者数×100万円								通信機器賃借料の50% (1年間)⑥	通信機器賃借料の50% (1年間)⑥		通信機器賃借料の50% (5年間)
	その他	—							—	—		—	
	一対象施設当たりの限度額	5億円							5億円				

※1 投下固定資産額が10億円を超える部分に対する助成率は、表示している助成率から5ポイント差し引いた率となります。
 ※2 過去に助成対象先として指定を受けている事業所内で、同じ事業を行う施設を増設する場合は、2回目以降の要件及び助成内容が適用されます。ただし、新たに異分野の事業を行う工場、エネルギー関連産業の工場、サプライチェーン対策に資する工場については、1回目の要件及び助成

内容が適用されます。



留意事項

共通

① 投下固定資産額とは

- 施設の設置に必要な地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得価額をいいます。
- 助成対象は、業務開始の日前3年以後に取得したものです。
- 助成対象には、工場等と同一敷地内の「福利厚生施設」「託児施設」を含みます。
- 原則として、土地は助成対象外です。
- 県内移転の場合は、新たに設置する施設の面積が、業務を廃止する施設の面積に比べて増加することが必要です。(施設の更新は対象外)
- 店舗や営業所は対象外です。
- 過去に助成金の交付を受けた企業で、設備のみ設置する場合は、助成対象外となることがあります。

② 新規常用雇用者とは

- 当該施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、次の要件を全て満たす者をいいます。
- 雇用保険がかけられていること
- 1週間の労働時間が30時間以上であること
- 香川県内で住民登録していること
- ※上記の要件を満たす外国人技能実習生(外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けている者)も対象
- ※派遣労働者は対象外。また、対象施設の操業等に従事しない者、営業及び販売に従事する者は対象外。

交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在职者数の平均のいずれか少ない方の人数が要件を満たす必要があります。

工場

①日本標準産業分類に掲げる製造業(植物工場を含む)の工場です。

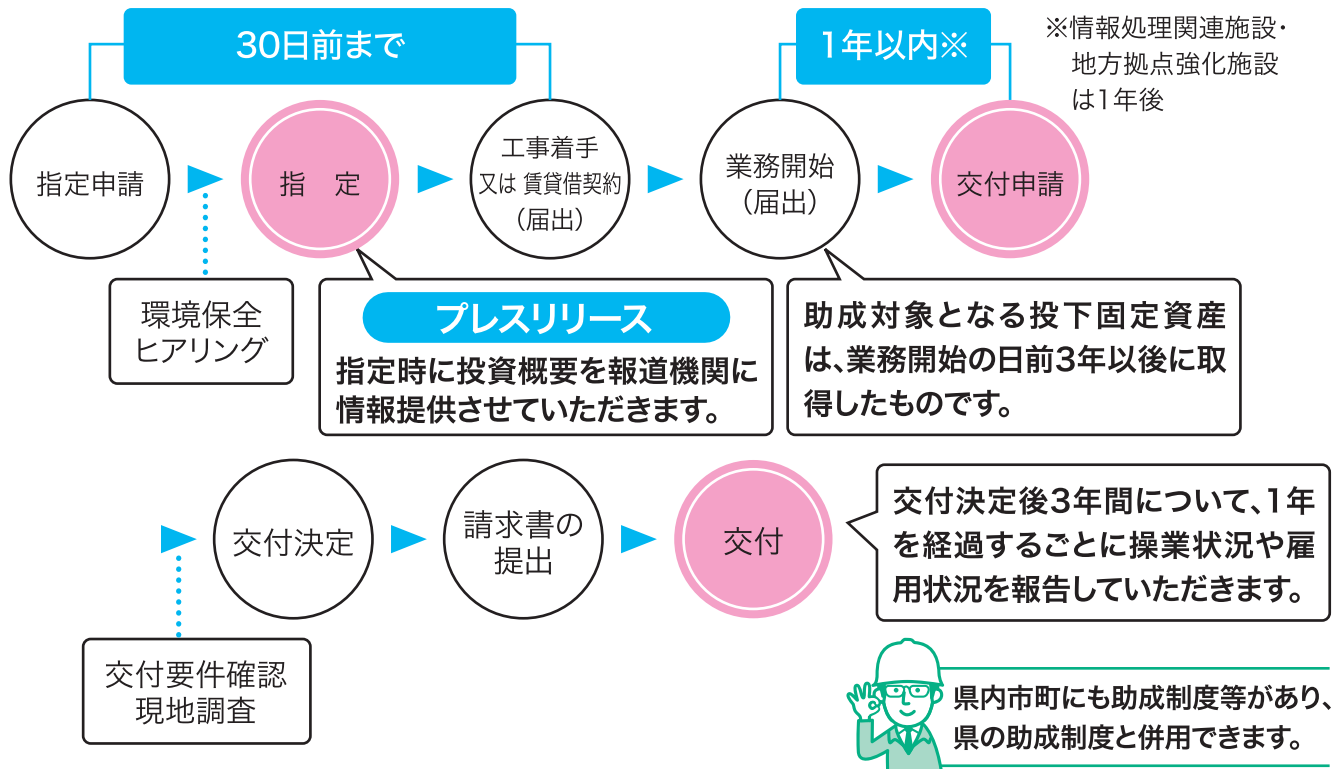
物流拠点施設

- ②製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業を営む事業者が、その製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う物資の包装、荷役、保管の用に供する施設で、県の区域を超える物流の拠点となるものです(賃貸目的は除く)。
- ③賃借型:他者が建設した物流拠点施設を賃借して運営するもので、包装、荷役、保管、輸送、流通加工のうち3以上の用に供するものです。

情報処理関連施設

- ④クリエイティブ産業
 - 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業
 - デザイン業(デジタルコンテンツのデザイン制作に限る。)
- ⑤大規模データセンターについては、助成対象経費を申請者が選択することができます。
- ⑥事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線使用料)、通信機器賃借料(5年以上のリース機器)それぞれ年2,000万円が上限です(大規模データセンターは上限なし)。

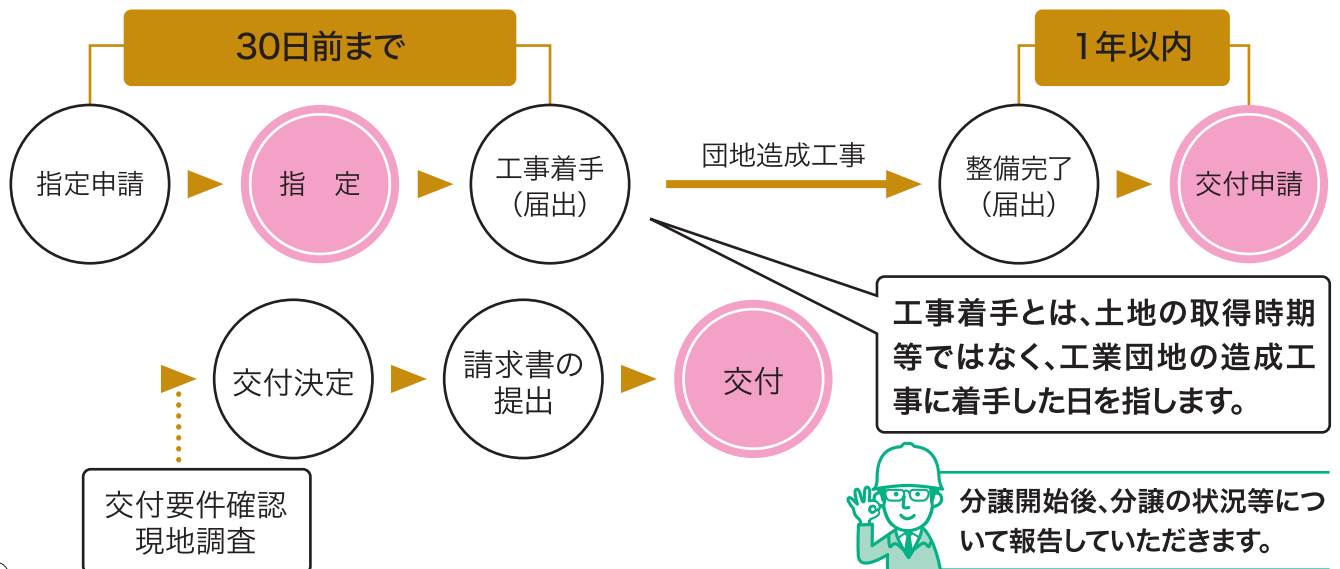
手続きの流れ



民間事業者による工業団地整備に対する助成制度

対象分野	民間事業者による工業団地整備
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲可能面積が5ha以上 ・工場、試験研究施設、物流拠点施設、データセンター等の立地用地 ・事業採算性、企業立地の見通しがあること
補助率	・分譲用地を除く 公共施設(工業団地内の道路、公園・緑地、上水道・工業用水道、下水道・排水施設、調整池等)の土地取得費と工事整備費の1/2
限度額	5億円

手続きの流れ





地域未来投資促進法支援制度

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)を実施する場合、さまざまな支援が受けられます。

主な支援内容



■ 法人税の優遇 (国税)

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ地域の強みを生かした先進的な事業として国の確認を受けた設備投資に対して減税措置を実施。



対象	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合*	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※平成31年4月1日以降に承認を受けた事業が対象で、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上に加え、投資収益率及び労働生産性の伸びが一定水準以上である場合等。(詳細は、四国経済産業局の窓口にお問い合わせください。)

■ 不動産取得税の優遇 (県税)

先進的な事業に必要な土地や家屋の取得※に対し、一定の要件を満たす場合に不動産取得税の課税が免除されます。

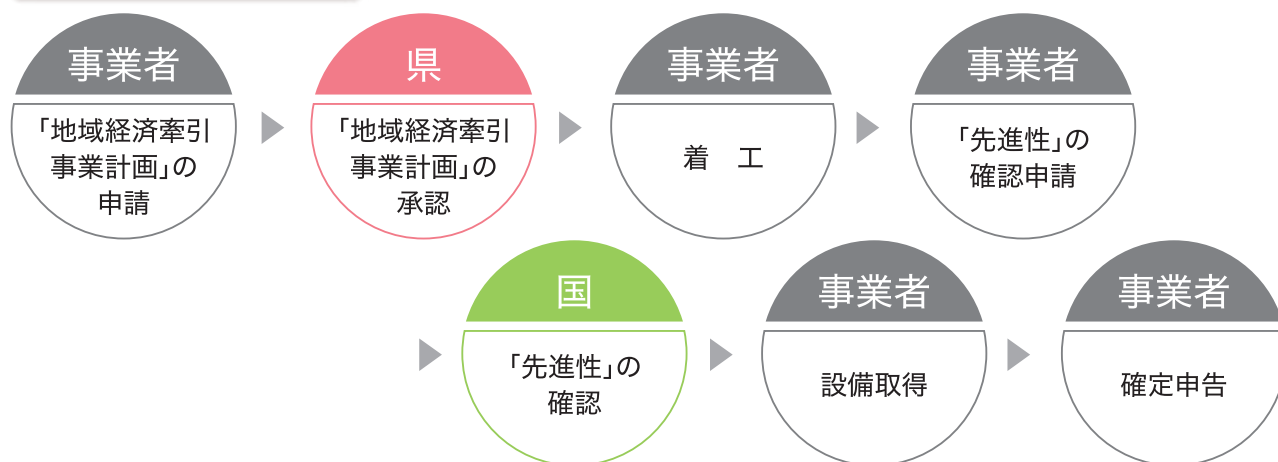
対象	支援内容
土地・家屋	課税免除 (土地: 税率3%⇒0%) (家屋: 税率4%⇒0%)

※取得価額の合計が1億円超(食料品製造業等は5千万円超)であること。土地は対象家屋の水平投影面積に限る。

■ 低利融資

特定事業者が、承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の低利融資を利用できる場合があります。(詳細は、日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。)

手続きの流れ



本社機能の移転・拡充支援制度

本社機能(調査・企画部門、研究開発部門など)の移転・拡充で、さまざまな優遇措置が受けられます。



本社機能とは

①事務所、②研究所、③研修所のいずれかであって、重要な役割を担うものをいいます。



①事務所

右表のいずれかの部門で、各地域における支社などが複数の事業所に対して行うもの又は全社的な業務を行うものまた、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの

部門	具体例・説明
イ 調査・企画部門	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行う部門
ロ 情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等を専門的に行う部門
ハ 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行う部門
ニ 国際事業部門	貿易業務や海外事業の総括業務を行う部門
ホ その他管理業務部門	総務・経理・人事等の管理業務を行う部門
ヘ 商業事業部門	専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うもの
ト 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行う部門
チ サービス事業部門	イ～ホの部門の業務の受託に関する業務を行うもの



②研究所

研究開発において重要な役割を担うもの(工場内にある一定の研究施設等を含む。)



③研修所

人材育成において重要な役割を担うもの



要件等

着工前(賃貸借契約前)に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(本社機能の移転または拡充に係る計画)を作成し、県の認定を受けてください。

計画認定の主な要件

- 本社機能の整備(新設・購入・増設、賃貸借、用途変更)
- 実施地域が、地域再生計画に記載された区域内
- 計画期間が2031年3月31日まで
- 本社機能の従業員数が5人(中小企業1人)以上増加



※計画認定の要件を満たす場合、サテライトオフィスも対象となります。

※東京23区からの移転で、次のいずれかに該当する場合は「移転型事業」として、優遇措置が上乗せされます。

- 計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者
- 事業供用開始日から1年を経過する日までの従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者、かつ、計画期間中の従業員増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者



手続きの流れ



税制優遇(地方拠点強化税制)



法人税の優遇

区分	移転型(東京23区から本社機能を移転)	拡充型(地方における本社機能の拡充)
オフィス減税 適用要件 建物等*の取得価額3,500万円(中小企業1,000万円)以上	建物等*の取得価額に対し、特別償却25% または 税額控除7%	建物等*の取得価額に対し、特別償却15% または 税額控除4%
雇用促進税制 適用要件 事業主都合の離職者無し	1人当たり3年間で最大170万円を税額控除	1人当たり最大30万円を税額控除

※建物、附属設備、構築物。減税の対象となる取得価格の上限は80億円。

- 適用要件
- オフィス減税 計画の認定日の翌日以後3年を経過する日までに供用開始すること
 - 雇用促進税制 認定日から3事業年度以内に雇用創出(施設を新設する場合は事業供用開始から3事業年度以内に雇用創出)すること

県税の優遇

税目	移転型(東京23区から本社機能を移転)	拡充型(地方における本社機能の拡充)
不動産取得税	課税免除 (土地:税率3%⇒0% 家屋:税率4%⇒0%)	土地:税率3%⇒0.3% 家屋:税率4%⇒0.4%
事業税	課税免除(3年間)	—

- 適用要件
- 期限までに計画の認定を受けていること
 - 減価償却資産(建物、同附属設備、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品)の取得価額3,800万円(中小企業1,900万円)以上
 - 計画の認定日の翌日以後3年を経過する日までに、不動産取得税については新設又は増設、事業税については供用開始すること



企業誘致助成制度(地方拠点強化施設)

区分	内容	
	1回目	2回目以降 ^{※4}
要件	投下固定資産額	—
	新規常用雇用者数	5人以上 ^{※1}
助成内容	投資に対する助成 (投下固定資産額×助成率)	15% ^{※2}
		10%
		事務所賃借料の50%(5年間) ^{※3} 通信機器賃借料の50%(1年間) ^{※3} 事務所改装費の50% ^{※3}
雇用に対する助成	11人目以降の新規常用雇用者数×50万円	
	51人目以降の新規常用雇用者数×100万円	
	新たに香川県において住民登録をする者の数×30万円	
限度額	5億円	

○県内であれば、実施地域が地域再生計画の区域外であっても可。
○地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定がなくても可。

※1 期間の定めのない労働契約を締結している従業員に限る。

※2 投下固定資産額が10億円を超える部分に対する助成率は、10%。

※3 事務所賃借料、通信機器賃借料、事務所改装費は、それぞれ年2,000万円が上限。

※4 過去に助成対象先として指定を受けている事業所内で同じ事業を行う施設を増設する場合。



ワンストップサービス窓口

県では、事業者が立地する際の各種情報提供や、立地後の操業上の課題等への対応について、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確にサポートするため、ワンストップサービス窓口を開設しています。

■人材確保支援

県が設置した香川県就職・移住サポートセンター「ワークサポートかがわ」（地方版ハローワーク）が運営する就職支援サイト「ワクサポかがわ」等を活用し、きめ細かく人材確保を支援します。

■用地やオフィス物件等の情報提供

香川県では、協定を結ぶ民間企業や県内市町等から物件情報を収集しており、香川県内での立地を検討している企業に対し、ニーズに沿うような物件情報を提供しています。また、県ホームページには、空き工場・未利用地に関する情報を掲載しています。

お問い合わせ



香川県商工労働部 企業立地推進課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館6階)
TEL:(087)832-3354 FAX:(087)806-0210
e-mail:kigyoritti@pref.kagawa.lg.jp

香川県 東京事務所 産業振興部

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番3号(都道府県会館9階)
TEL:(03)5212-9100 FAX:(03)5212-9101

香川県 大阪事務所

〒542-0083大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目18番24号(クロスシティ心斎橋4階)
TEL:(06)6281-1661 FAX:(06)6281-1662



ホームページはこちらから

<https://yuchi-100plan.pref.kagawa.lg.jp/>

せとうち企業誘致100プラン

検索